

三江線代替交通確保調整協議会 幹事会設置の経緯について

第1回三江線代替交通確保調整協議会 幹事会
平成28年12月20日

- 27年10月 JR西日本より三江線の新交通プラン移行について検討したい旨の説明
- 28年2月～ 島根県・広島県・沿線6市町・JR西日本で構成される「検討会議」において鉄道事業存続とバス事業転換時のコスト等の比較、利用促進策の検討等の実施（運輸局はオブザーバー参加）
- 9月1日 JR西日本が三江線の廃止を届け出る方針を期成同盟会に対して正式表明（JR西日本としては「三江線の鉄道事業をどのような形態であっても行わないこと」を表明）
- その後、JR西日本の廃止届出方針について、各市町で住民説明会を開催
- 9月23日 期成同盟会臨時総会において、「三江線の第3セクターなど自治体による鉄道事業を断念し、バス転換する」旨の決定
- 9月30日 JR西日本が鉄道事業法に基づく廃止届出書提出（廃止予定日は30年4月1日）
- 11月14日 島根県知事並びに広島県知事より中国運輸局長に地元協議会開催の要請書提出
- 11月16日 中国運輸局が三江線廃止日の繰り上げにかかる意見聴取会開催
- 12月6日 国土交通大臣により、「廃止日の繰り上げをすることは公衆の利便を阻害するおそれがあり不適切である」旨を決定
- 12月20日 三江線代替交通確保調整協議会設置、第1回協議会開催
同幹事会設置、第1回幹事会開催

※JR西日本：西日本旅客鉄道株式会社

期成同盟会：三江線改良利用促進期成同盟会

国・自治体の補助スキームの概要

第1回三江線代替交通確保調整協議会 幹事会

平成28年12月20日

地域公共交通確保維持改善事業（平成28年度）

区分	国補助制度		
	地域間幹線系統確保維持費補助	地域内フィーダー系統補助	車両購入に係る補助
補助率	国1/2、県1/2(※)	国1/2	国1/2
交付対象	乗合バス事業者	乗合バス事業者、自家用有償旅客運送者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会	乗合バス事業者、自家用有償旅客運送者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
対象系統等	○複数市町村に跨がる系統(H13.3.31現在) ○輸送量15～150人 ○運行回数3回以上	○地域間バスを補完等するもので、幹線バス系統等にアクセス機能を有する者等	○補助対象期間中に新たに購入 ○主として幹線又はフィーダー検討の運行に供する ○ノンステップ型、ワンステップ型、小型車両等
対象経費	○運行欠損見込額(①－②) ①キロ当たり費用【地域単価、事業者(過去3年間のトレンド)単価の低い額】×走行計画 ②キロ当たり収益【収益実績額】×走行計画	○予測費用(補助対象経常経費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額	○車両減価償却費等(補助対象車両減価償却費及び購入金融費用の合計額) ○公営民営補助(補助対象車両購入費用)
その他			

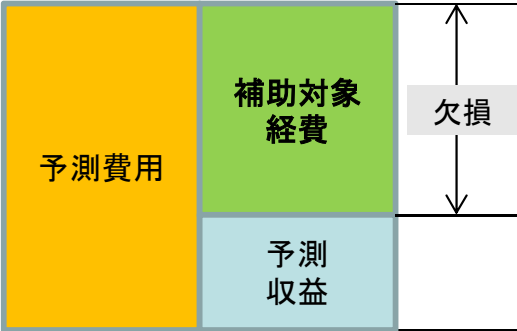
(※) 島根県、広島県が国費以外を補助する制度あり

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域間幹線系統補助）

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費
予測費用（補助対象経常費用見込額）から予測収益（経常収益見込額）を控除した額

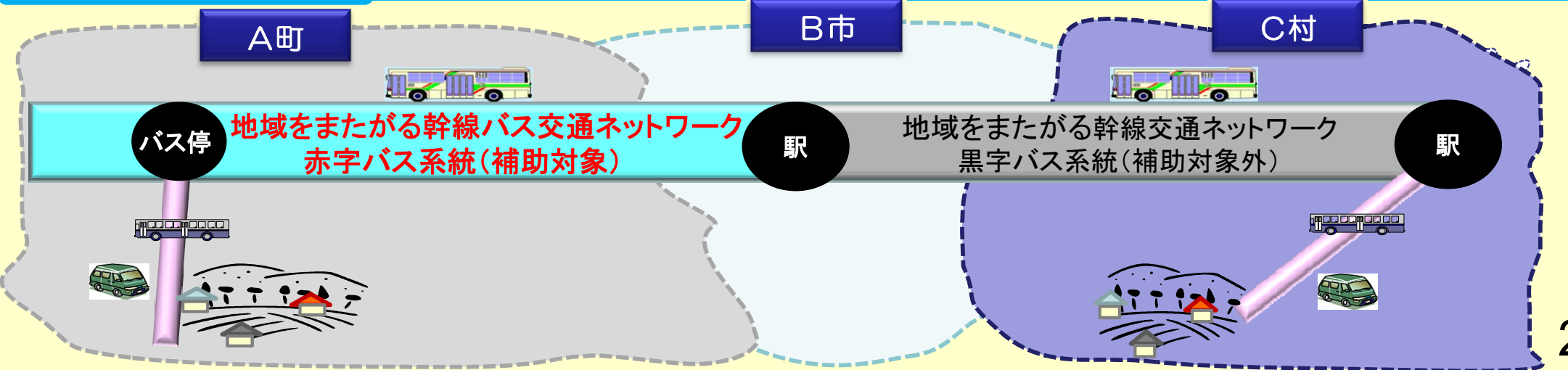


<補助対象経費算定方法>

予測費用
(事業者のキロ当たり経常費用見込額
× 系統毎の実車走行キロ)
－
予測収益
(系統毎のキロ当たり経常収益見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

- 補助率
1／2
- 主な補助要件
 - ・複数市町村にまたがる系統であること
(平成13年3月31日時点で判定)
 - ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
 - ・輸送量が15人～150人／日と見込まれること
 - ※ 1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1回当たりの輸送量5人以上(乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数)
 - ※ 復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、震災前に輸送量要件を満たし、直近の年度に輸送量要件を満たさない系統については輸送量要件を緩和(一定期間)
 - ・経常赤字が見込まれること

補助対象系統のイメージ



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費

予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額

予測費用

補助対象経費

予測収益

欠損

＜補助対象経費算定方法＞

予測費用
(事業者のキロ当たり経常費用見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

－

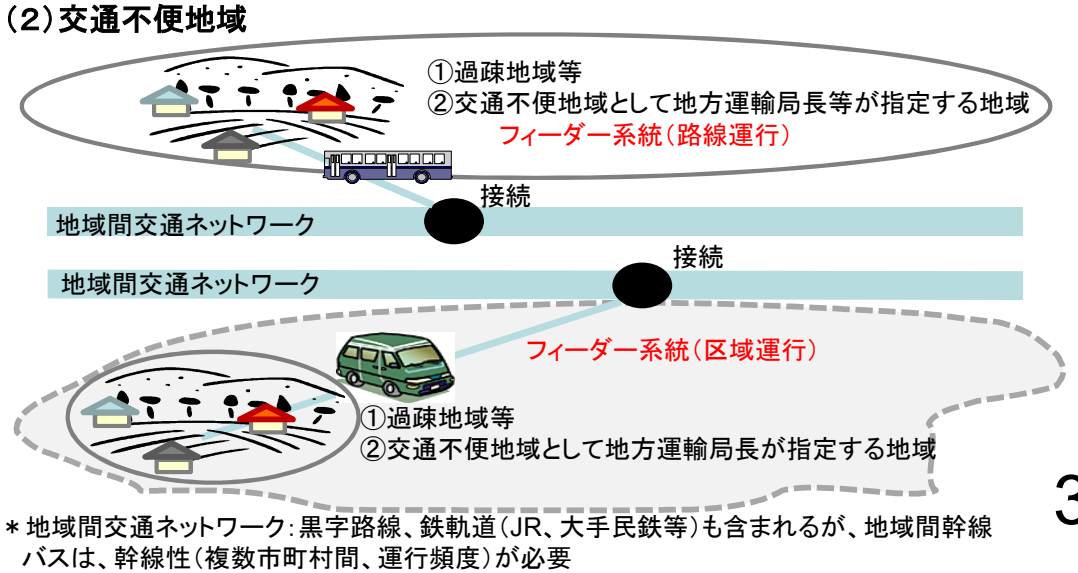
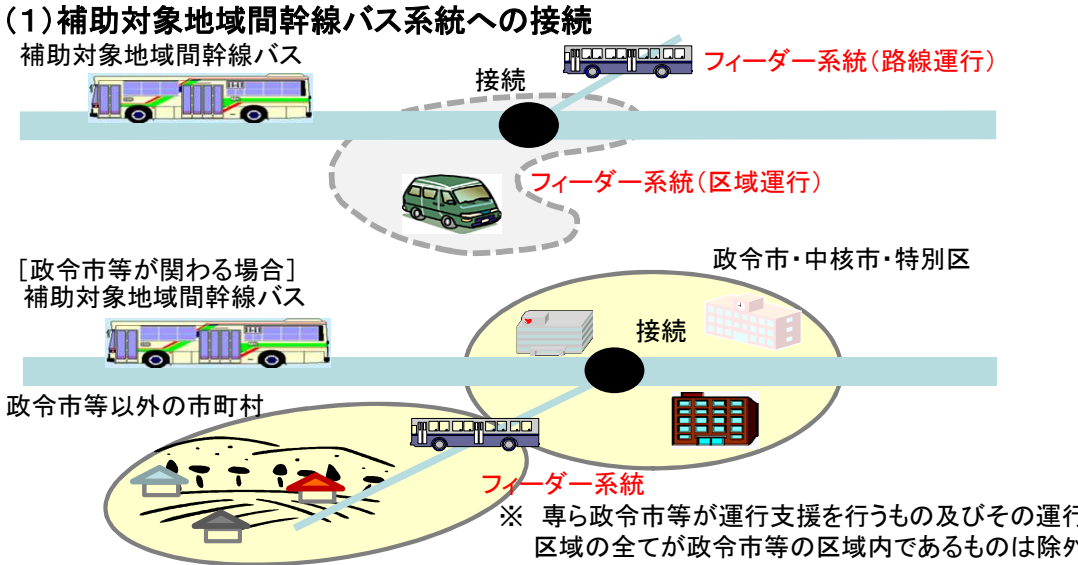
予測収益
(系統毎のキロ当たり経常収益見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

- 補助率

1／2
- 主な補助要件

 - ・補助対象地域間バス系統を補完するものであること
又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
 - ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
 - ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること
 - ・乗車人員が1人／1便以上であること
(定時定路線型の場合に限る。)
 - ・経常赤字が見込まれること

補助対象系統のイメージ



厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担の軽減や老朽更新の減少による安全確保及び利用者利便を図る観点から、バス車両の更新等について支援。

補助内容

- 補助対象事業者

【車両減価償却費等補助】

幹線系統：一般乗合旅客自動車運送事業者
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

フィーダー系統：一般乗合旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

【公有民営補助】

地方公共団体又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費

【車両減価償却費等補助】

補助対象購入車両減価償却費及び
当該購入に係る金融費用の合計額
（地域公共交通再編実施計画に位置付けられた
系統については、車両購入費の一括補助も可）

【公有民営補助】

補助対象車両購入費用

※補助対象経費の限度額

 - ① ノンステップ型車両：1,500万円
 - ② ワンステップ型車両：1,300万円
 - ③ 小型車両：1,200万円
- 補助率

1／2
- 主な補助要件

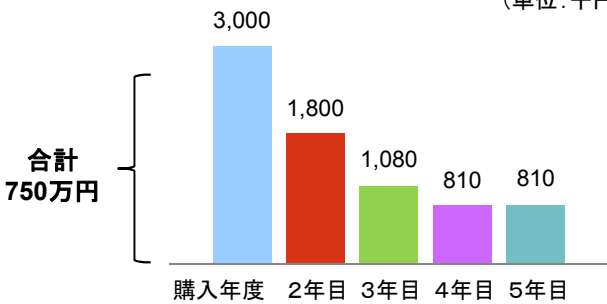
 - ・補助対象期間中に新たに購入等を行うもの
 - ・主として地域間幹線又は地域内フィーダーの補助対象系統の運行の用に供するもの
 - ・地上から床面までの地上高が65センチメートル以下かつ定員11人以上の車両であって次のいずれかに該当するもの
 - ① ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）
 - ② ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）
 - ③ 小型車両（①及び②の類型に属さない長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両）

補助方式のイメージ

車両減価償却費等補助

<車両価格1,500万円のノンステップバスを購入し、定率法（残存価額×0.4）を用いて5年間で償却する場合>

（単位：千円）



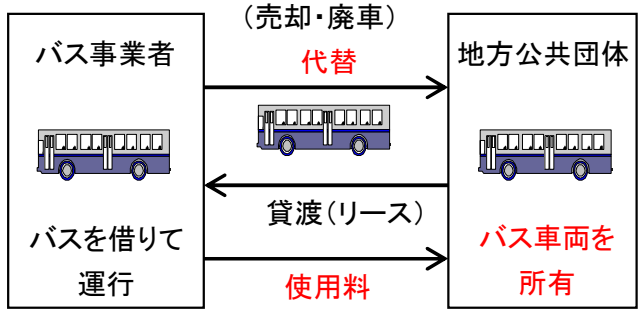
合計 750万円

車両購入に係る減価償却費・金融費用を5年間にわたって交付

※ 補助対象金融費用は、年2.5%が上限

公有民営補助

<車両価格1,500万円のノンステップバスを購入した場合>



バス事業者

バスを借りて運行

（売却・廃車）
代替

貸渡（リース）

使用料

地方公共団体

バス車両を所有

協議会で、老朽車両の代替を含む「収支改善計画」を策定

2年間で均等に分割して交付
1年目 375万円
2年目 375万円

生活交通ネットワーク総合支援事業（平成28年度）

区分	島根県単独補助制度				
	広域バス路線維持費補助金	生活交通確保対策交付金			★地域生活交通再構築実証事業補助金 【H28新規立ち上がり支援】
		広域通学系統維持交付金	通院系統維持交付金	生活交通総合交付金	
補助率	県1/2、市町村1/2	県1/2	県1/3	県1/3（★県1/2）	県2/3
交付対象	乗合バス事業者	市 町 村			
対象系統等	○複数市町村に跨る系統 ○国庫補助対象外系統	○有償で運行(民間、市町村、NPO) ○県立高校への通学のため概ね片道15kmを通学定期により利用されている系統 ※他の補助対象、スクールバスは除く	○有償で運行(民間、市町村、NPO) ○最寄りJR駅より1km以上の距離がある広域的医療を行う病院に接続する系統 ※他の補助対象、スクールバスは除く	○有償で運行(民間、市町村、NPO) ※H28年度から公共交通空白地有償運送も対象とする。 ※他の補助対象、スクールバスは除く	○中山間地域において、「小さな拠点づくり」に向けて、地域生活交通の再構築を図るために行う実証事業
対象経費	○運行欠損実績額(①－②) ①キロ当たり費用【地域単価、事業者(過去3年間のトレンド)単価の低い額】×走行実績 ②キロ当たり収益【収益実績(過去3年間のトレンド)額】×走行実績	○運行欠損実績額 ・市町村の補助・負担額	○運行欠損実績額 ・市町村の補助・負担額	○運行欠損実績額 ・市町村の補助・負担額 ・上記金額から当該市町村の 税収額の1%相当を控除 ※H28年度から運転免許(第一種除く)の取得又は運転講習の受講に要する経費(事業者除く)も対象経費に追加	次の経費で市町村が負担するもの ①実行計画策定経費 ②運転免許(第一種除く)の取得又は運転講習の受講に要する経費(事業者除く) ③車両購入費 ④関連施設整備費 ⑤実証運行経費 ⑥その他必要と認める経費
その他		○要望>上限154百万円の場合は、按分調整を行う。(R54対策分については、調整なし) ★H28新設の地域生活交通再構築実証事業補助金を経て運行開始した系統については、4年間、補助率を1/2に嵩上げ・税収控除なしとする(予算は154百万円に別枠で加算)			○1申請あたり事業費上限額 8百万円 ○2年度にわたる申請可

生活交通確保対策・市町生活交通支援事業（平成28年度）

区分	広島県単独補助制度(広域・幹線路線の維持・確保)		広島県(地域運行)
	広域生活交通路線確保維持費補助	乗合バス事業者路線再編調査支援	市町等運行路線再編促進費補助
補助率	県1/2、市町1/2	県1/2	【県補助率】 全過疎市町:1/3、一部過疎市町:1/4、 非過疎市町:1/6
交付対象	バス事業者	市 町	市 町
対象系統等	○複数市町村(H13.3.31現在)を運行し、輸送量5人～150人/日等※の要件を満たす広域的・幹線的な事業者バス路線 ※全過疎地域の輸送量要件2.5人～150人/日	—	○市町等運行路線（市町が主体的に運行や補助を行うバス路線(収益率15%以上)やデマンド交通(NPO、地域住民等が主体の路線等を含む。)
対象経費	○運行欠損実績額	○「広域生活交通路線確保維持費補助」等への対象となることを目的とする再編調査費用	○当該市町の全補助対象路線の総年間走行キロ×単価(100円)×補助率
その他		○交付額上限 100万円	

代替交通確保に向けた検討のすすめ方

第1回三江線代替交通確保調整協議会 幹事会

平成28年12月20日

三江線沿線の概要

三江線の概要について①

三江線沿線の概要



※江津及び三次は三江線の乗車人員

三江線の概要について②

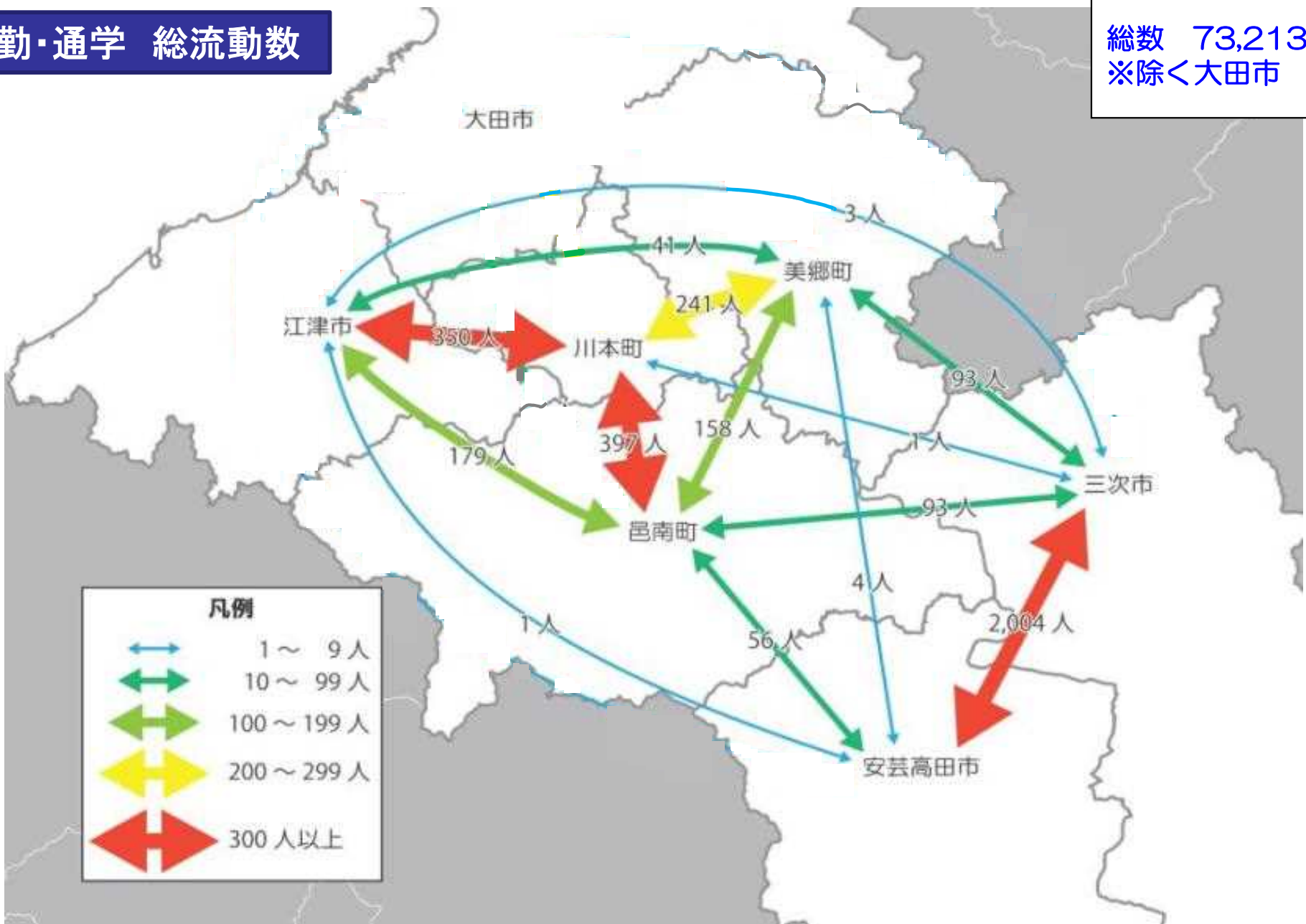
現在の三江線 運行区間



沿線市町における移動実態

通勤・通学 総流動数

総数 73,213名
※除く大田市



代替交通確保に向けた検討

代替交通確保に向けて検討が必要な事項

- 今後、代替交通の運行計画及び運行主体の調整を行うにあたっては、市町ごとに「目指す姿」を描くことが重要。
- 市町での検討にあたり、検討・留意が必要な主なポイントを、下記の要素ごとに紹介する。

1. 運行計画

- ①ルート
- ②ダイヤ
- ③運賃

2. 運行主体

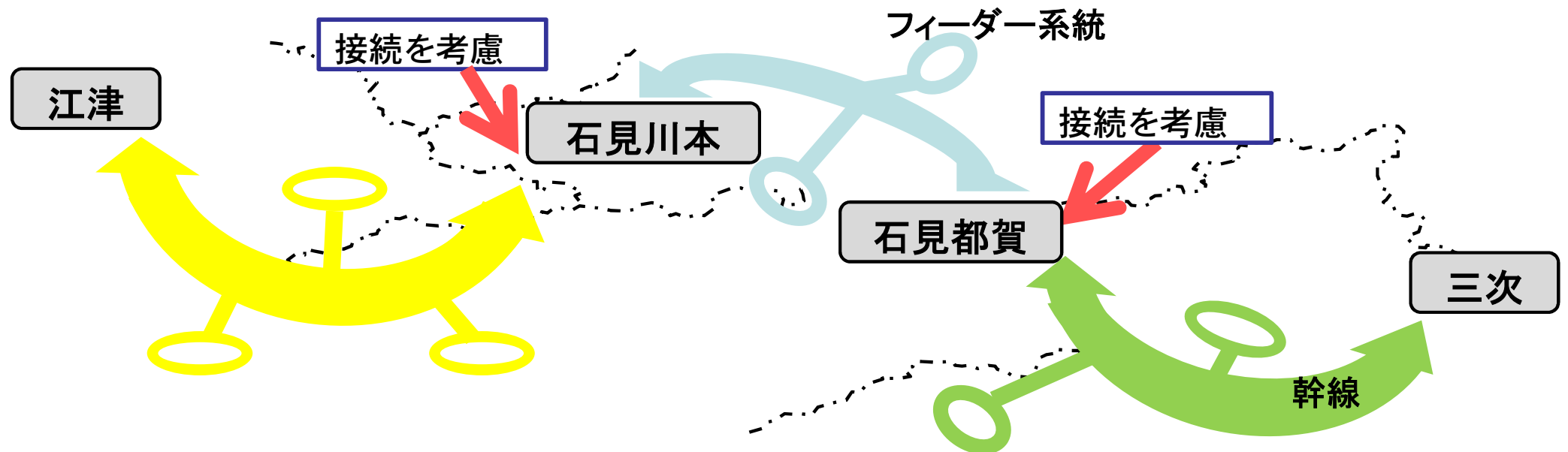
1. ①ルートの方

【検討の進め方】

- 検討会議で整理した新交通プランで示された①江津～石見川本、②石見川本～石見都賀、③石見都賀～三次の3分割をベースとして、検討を開始。
- 作業部会の分科会において、幹線の運行経路を検討。その際は、別の分科会における検討を踏まえ、ルート間の接続について、ダイヤや接続場所を考慮する必要がある。
- 経路については、住民のニーズや移動実態、道路状況等を踏まえ、検討することが必要。

【おおむねのルートが定まった後】

- 幹線をベースに各フィーダー系統を接続させていく。バス停については、三江線停車駅の活用の他に、集落等の状況、利用者の利便性を考慮し、公的施設の活用等を含め協議。

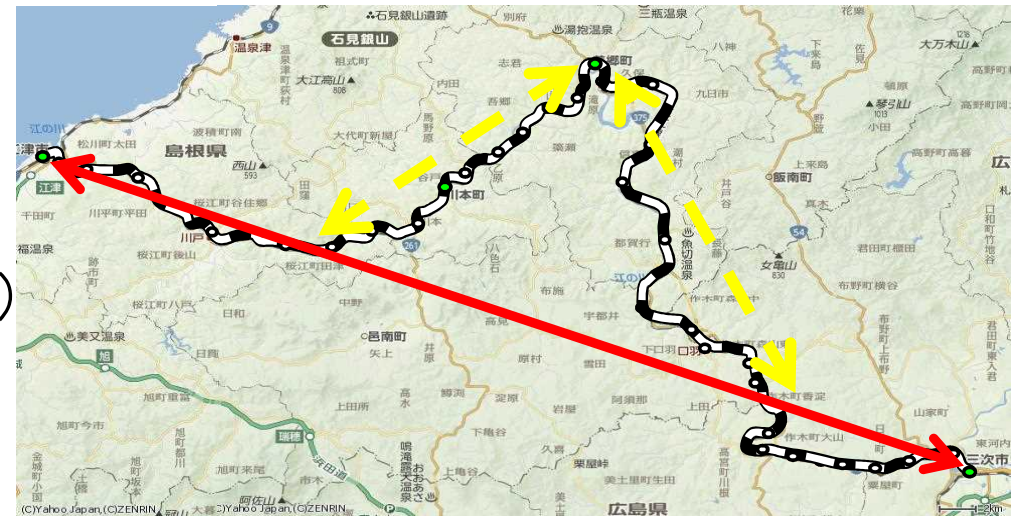


1. ①ルートの方(直通系統の検討)

江津～三次間を直通で結ぶ系統についても、今後下記の点を整理し、設定について、可否を含め検討を行う。

【検討する事項】

- ・利用者数
- ・目的(生活交通に加え、観光利用を考慮するか)
- ・経路(2点間か三江線沿線を網羅か)
- ・運行時刻(スピード優先か停車箇所優先か)
- ・運行回数
- ・採算性、持続性



イメージ図

- ↔ 最短ルートでの移動
- ⇨⇩⇧⇦ 三江線沿線を網羅した移動

1. ②代替交通のダイヤについて

ダイヤについては、下記の手順で検討を進める。

① 利用者の移動目的を把握し、明確化する

- ・地域住民の通勤・通学、通院、買物や観光利用など目的に応じた利用状況を明確にする。
- ・利用目的に応じて、利用したい時間、利用が集中する時間帯などを想定。

② ①を踏まえ、運行時間帯・運行頻度を設定。

- ・運行頻度については、高頻度とすることで利便性が高まり、利用者の増加が期待できるか検証。なお、高頻度とすることにより、経済的な制約、車両台数、運転者の人員、路線キロなどにより制約を受けることに注意。
- ・加えて、各路線の接続及び外部地域との接続を考慮することが必要。

1. ③代替交通の運賃について

持続可能な交通とするため、運賃について下記の点に留意して、検討することが必要

【留意が必要な点】

○既存運賃とのバランス

JRの現行運賃

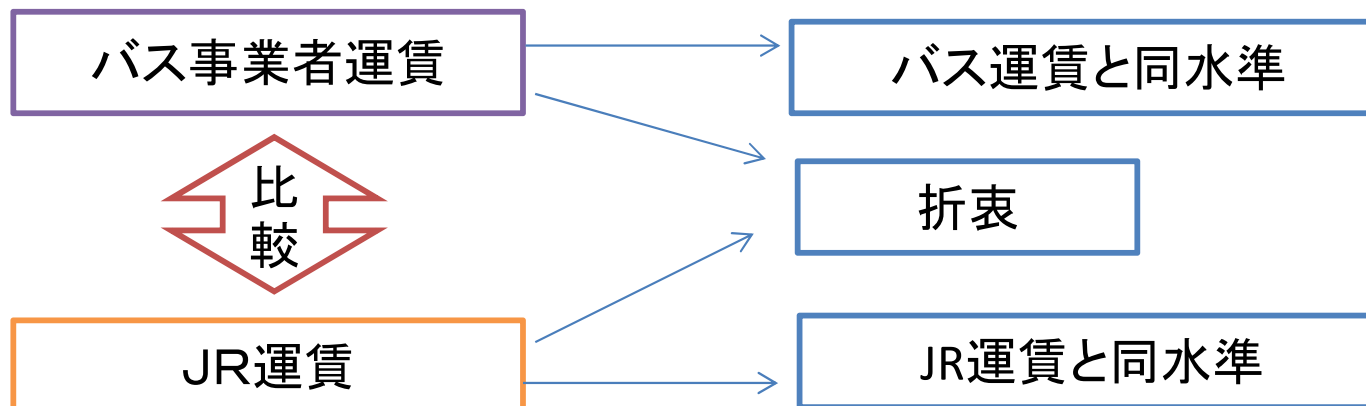
地域内コミュニティ交通など競合する路線の運賃

運行主体となる路線バス事業者の運賃

等

○地方公共団体の公的負担

<運賃水準のイメージ図>



2. 代替交通運行主体の選定における事業区分

一般乗合旅客自動車運送事業
(道路運送法第3条)

— 路線定期運行 —

- ・一定路線(経路)
- ・定時運行

— 路線不定期運行 —

- ・一定路線(経路)
- ・必要に応じた運行

— 区域運行 —

- ・基軸路線を中心とした一定範囲のエリア
- ・必要に応じた運行

各態様は、道路運送法施行規則第4条(事業計画)により区分される

自家用有償運送
(道路運送法第78条)

市町村運営有償運送

市町村の区域内で住民の
生活交通を確保するため
市町村自ら行う運送

◎その他の有償運送

■公共交通空白地有償運送
(過疎地有償運送)

■福祉有償運送

各運送は、道路運送法施行規則第49条
により区分される

三江線代替交通確保調整協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、「三江線代替交通確保調整協議会」（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、鉄道事業法第28条の2第1項の規定により、西日本旅客鉄道株式会社より三江線について、事業廃止の届出がなされたことを受け、三江線に係る廃止代替交通機関の確保等の調整を図ることを目的とする。

(調整事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 廃止代替交通機関の確保等に係る調整に関すること
- (2) その他目的達成のため必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、中国運輸局、地元地方公共団体、代替交通事業者等の各代表者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 国土交通省中国運輸局長
- (2) 島根県知事
- (3) 広島県知事
- (4) 江津市長
- (5) 川本町長
- (6) 美郷町長
- (7) 邑南町長
- (8) 安芸高田市市長
- (9) 三次市長
- (10) 西日本旅客鉄道株式会社 執行役員 米子支社長
- (11) 代替交通機関運行予定者(社長)

(座長)

第6条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、国土交通省中国運輸局長をもって充てる。
- 3 座長は、議事運営その他の会務を総括する。
- 4 座長に事故があるときは、国土交通省中国運輸局次長がその職務を代理する。

(協議会)

第7条 協議会は、座長が召集する。

2 協議会には、協議会における調整内容に応じて、委員以外の者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。また、座長が必要と認めた者をオブザーバーとして出席させることができる。

3 協議会は、原則として公開とする。ただし、座長が特に必要と認めた場合にはこの限りでない。

(調整結果の取扱い)

第8条 座長は、協議会の調整結果の公表を行うものとする。

2 委員は、調整結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会の円滑な運営を図るため幹事会を置き、座長の命を受けた事項について協議する。

2 幹事会の幹事は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 国土交通省 中国運輸局 鉄道部長
- (2) 国土交通省 中国運輸局 交通政策部長
- (3) 国土交通省 中国運輸局 自動車交通部長
- (4) 国土交通省 中国運輸局 広島運輸支局長
- (5) 国土交通省 中国運輸局 島根運輸支局長
- (6) 島根県 地域振興部 交通対策課長
- (7) 広島県 地域政策局 地域力創造課長
- (8) 江津市 商工観光課長
- (9) 川本町 まちづくり推進課長
- (10) 美郷町 定住推進課長
- (11) 邑南町 定住促進課長
- (12) 安芸高田市 企画振興部 政策企画課長
- (13) 三次市 地域振興部 地域振興課長
- (14) 西日本旅客鉄道株式会社 米子支社 山陰地域振興本部 副本部長
- (15) 代替交通機関運行予定者 担当部長クラス

3 幹事会に幹事長を置き、中国運輸局鉄道部長をもって充てる。

4 幹事長は、幹事会における議事運営その他の会務を総括する。

5 幹事長に事故があるときは、中国運輸局鉄道部調整官がその職務を代理する。

6 幹事会は、幹事長が召集する。

7 幹事会には、調整内容に応じて、幹事以外の者に対して、資料の提出

を求め、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。また、幹事長が必要と認めた者をオブザーバーとして出席させることができる。

- 8 幹事会は、原則として公開とする。ただし、幹事長が特に必要と認めた場合にはこの限りでない。

(議事録)

第10条 協議会及び幹事会の議事については、議事概要を作成するものとする。

(議事の公開)

第11条 議事概要は、速やかに公開するものとする。ただし、座長又は幹事長が、特に必要と認めた場合にはこの限りでない。

(事務局)

第12条 協議会及び幹事会の事務局は、国土交通省中国運輸局鉄道部に置く。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、座長が定める。

- 2 この規約に定めるもののほか、幹事会の事務の運営上必要な事項は、幹事長が定める。

(附則)

この規約は平成28年12月20日から適用する。